

令和5年度福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金
受付・審査業務 委託企画提案公募実施要領

福岡県は、小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している県内中小企業等が、対象期間内において電力を使用する際にその一部を補助する「令和5年度福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金」において、当該事業のうち受付及び審査業務を外部委託するにあたり、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

なお、本事業は令和5年度福岡県6月補正予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を中止し、または一部変更して実施することがある。

1 事業名称

令和5年度福岡県中小企業特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務

2 事業の概要

(1) 業務内容

「令和5年度福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務委託仕様書(案)」(別紙1)(以下、「仕様書案」という)のとおり。

なお、本件業務実施予定者選定後、必要に応じて当該予定者による企画提案内容を仕様書に反映させるものとする。

(2) 業務実施期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

(3) 予算規模

93,358,000円以内(消費税及び地方消費税込み)

3 応募資格

- (1) 福岡県内に事業所(本社又は支社等)を有していること。
- (2) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第2条第1号、第2号

若しくは第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 公募スケジュール

- (1) 企画提案参加申請書及び質問受付：令和5年6月6日（火）17時まで
- (2) 企画提案書類受付：令和5年6月14日（水）17時まで
- (3) 企画提案内容審査：令和5年6月21日（水）
- (4) 審査結果通知：令和5年6月下旬（予定）
- (5) 受託候補者との協議及び契約締結：令和5年6月下旬（予定）

5 企画提案参加手続き

(1) 企画提案参加申請

企画提案公募に参加を希望する場合は、以下により「企画提案参加申請書」（別紙2）を提出すること。

ア 提出期限

令和5年6月6日（火）17時必着

イ 提出方法

「11 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。また、電子メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

ウ 参加の辞退

企画提案参加申請書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙3）を「11 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

また、電子メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

(2) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ①令和5年度福岡県中小企業特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務企画提案応募書（別紙4）
- ②企画提案書（任意様式） ※「7 企画提案書の作成」に基づき作成すること。
- ③添付書類

- ・定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- ・財務諸表等応募者の直近の経営状況を確認できる書類
- ・応募者の事業内容を確認できる資料（パンフレット等）
- ・その他提案を説明するのに必要な書類

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

「11 問い合わせ先」に記載の部局へ持参又は郵送により提出すること。

※電子メールでの提出は認めない。

※封筒の表に「企画提案応募書類在中」と記載して提出すること。

※持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

エ 提出期限

令和5年6月14日（水）17時必着

（提出書類の内容に不備があった場合であっても、補正後の提出期限は令和5年6月14日（水）17時までとする。）

※提出書類作成上の注意

- ・仕様書を参照の上、作成すること。
- ・様式は指定しないが、業務の実施方針、実施内容、実施スケジュール等を明らかにすること。
- ・提出書類の用紙はA4版を使用すること（表等については、A3版も使用可）。
- ・使用言語は、日本語とすること。

6 企画提案公募に関する質疑

（1）質問提出期限

令和5年6月6日（火）17時必着

（2）質問要領

事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書（任意様式）を、「11 問い合わせ先」に記載のアドレス宛に電子メールで提出すること。電子メールの表題は「令和5年度福岡県中小企業特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務 企画提案公募に関する質問」とすること。なお、質問を電子メールで提出した際には、「11 問い合わせ先」に記載の電話番号にその旨電話連絡すること。

（3）質問への回答

質問内容及びその回答は、質問提出期限後に「企画提案参加申請書（別紙2）」を提出した者全員（辞退者を除く。）に対し電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

（4）説明会

企画提案公募説明会については開催しない。

7 企画提案書の作成

提案対象となる業務内容について、8（3）の審査基準を踏まえ、下記（1）、（2）の事項を記載した企画提案書を作成すること（任意様式）

（1）提案事業者の概要

- ① 提案事業者の組織体制、事業内容等
- ② 業務を受託するにあたってのアピールポイント
- ③ 類似業務の実績

（2）業務全体の概要

- ① 業務実施体制
- ② 業務実施計画
スキーム、実施方法等について具体的に示すこと。
- ③ 主な業務従事者の資格・経歴
- ④ 個人情報保護に関する取組
- ⑤ 所要経費

提案した企画案実施のための必要経費について、内訳とともに示すこと。

8 提案企画等の審査

（1）審査機関

本件業務受託予定者（以下「受託予定者」という。）の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

（2）選定方法

企画提案書類を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に選定する。ただし、最低基準を満たさない提案は、選定の対象としない。

（3）審査基準

企画提案書類等について、以下の項目を総合的に審査し、評価する。

①実施体制・業務遂行能力

- ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。
- イ これまでの事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。
- ウ 事業全体のスケジュールは妥当か。

②企画提案の内容

- ア 電子申請などデジタル技術の活用による迅速な給付の取組がなされているか。
- イ 不備低減の工夫や適切な給付のための不正防止対策の取組がなされているか。
- ウ 公正な給付のための公平かつ客観的な審査をする内容となっているか。
- エ 対象者に適切かつ効果的な周知が行われる計画となっているか。

③所要経費

- ア 所要経費の積算根拠や金額は妥当で、費用対効果に優れているか。

(4) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱

上記5(2)エの期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等を再検討する。

企画提案書類を提出した者が1者であった場合にあっても、上記8(1)～(3)の方法に従い審査を行い、審査結果において最低基準を満たす場合は、当該企画提案書類提出者を受託予定者とする。

(5) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を受託予定者とするかを決定する。

(6) 選定結果の通知及び公表

審査の結果については、同審査後速やかに企画提案書類提出者に通知するとともに福岡県ホームページにおいて公表する。

9 契約の締結等

(1) 仕様書の確定

仕様書には必要に応じて受託予定者による企画提案内容を反映させることとし、福岡県と受託予定者との協議の上で本件業務委託に係る仕様書を決定する。

(2) 見積書の提出

福岡県は、仕様書確定後、別途指定する期限までに受託予定者に対し見積書を提出させる。

(3) 契約の締結

受託予定者による見積金額に100分の110を乗じた額が予定価格の範囲であった場合、速やかに福岡県と受託予定者との間で本件業務委託に係る契約を締結する。

なお、この契約締結に要する費用は、本件業務受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(4) 契約保証金

受託者は、契約締結に当たり、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号に該当する場合を除き、同第169条第1項の規定による金額を契約保証金として福岡県に納めること。この契約保証金は、業務が支障なく履行されたときは全額返還する。

(5) 委託料の支払

委託料は、精算払とする。但し、受託者から概算払の請求があった場合において、委託者が必要があると認められる金額については、委託料を概算払することができる。

(6) 再委託の制限

受託者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

受託者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に福岡県と協議の上、承諾を得なければならない。

(7) 個人情報保護及び守秘義務

受託者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取扱わなければならない。

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

10 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出等に要する費用、その他の参加等に要する経費については、応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書類は、採用の有無によらず返却しない。

(3) 提出された企画提案書類は、受託予定者の選定及び仕様書の確定のみに使用する。

(4) 各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。

11 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県商工部商工政策課企画広報班 担当：森田・篠原・竹内

電話番号：092-643-3434

電子メールアドレス：shosei-kikou@pref.fukuoka.lg.jp